

第百六十二回国 参議院 総務委員会 会議録 第十六号

平成十七年六月十六日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

六月十四日
前川 清成君 補欠選任 家西 悟君

六月十五日
家西 悟君 補欠選任 櫻井 充君

出席者は左のとおり。

委員長 木村 仁君
理事 世耕 弘成君
森元 恒雄君
山崎 力君
伊藤 基隆君
山根 隆治君

委員

荒井 広幸君
景山俊太郎君
椎名 一保君
二之湯 智君
長谷川憲正君
山内 俊夫君
吉村剛太郎君
今泉 昭君
櫻井 充君
高橋 千秋君
津田弥太郎君
内藤 正光君
藤本 祐司君
水岡 俊一君
弘友 和夫君

国務大臣

総務大臣 麻生 太郎君
大臣政務官 増原 義剛君
総務大臣政務官 山本 保君
財務大臣政務官 段本 幸男君

事務局側

常任委員会専門員 高山 達郎君

政府参考人
総務省行政管理局長 藤井 昭夫君
総務省行政評価局長 田村 政志君
総務省自治行政局長 武智 健二君
法務省矯正局長 横田 尤孝君
法務省入国管理局長 三浦 正晴君
厚生労働大臣官房審議官 松井 一實君
経済産業省製造産業局次長 塚本 修君
国土交通大臣官房審議官 和泉 洋人君
環境大臣官房審議官 寺田 達志君

山本 保君
吉川 春子君
又市 征治君
山本 保君
増原 義剛君
山本 保君
段本 幸男君
高山 達郎君
藤井 昭夫君
田村 政志君
武智 健二君
横田 尤孝君
三浦 正晴君
松井 一實君
塚本 修君
和泉 洋人君
寺田 達志君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○行政手続法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(木村仁君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨十五日までに、前川清成君が委員を辞任され、その補欠として櫻井充君が選任されました。

○委員長(木村仁君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

行政手続法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に総務省行政管理局長藤井昭夫君、総務省行政評価局長田村政志君、総務省自治行政局長武智健二君、法務省矯正局長横田尤孝君、法務省入国管理局長三浦正晴君、厚生労働大臣官房審議官松井一實君、経済産業省製造産業局次長塚本修君、国土交通大臣官房審議官和泉洋人君及び環境大臣官房審議官寺田達志君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(木村仁君) 異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(木村仁君) 行政手続法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。
○藤本祐司君 おはようございます。民主党・新緑風会の藤本でございます。

今日は、この行政手続法の一部改正ですね、意見公募手続の部分が追加された、その部分についての質問をさせていただきますが、意見公募手続というのちよっと堅苦しい名前なんです、いわゆるパブリックコメント、略すとパブコメなんかというふうに言っていると思うんですけども、このパブリックコメントについての質問をする前に、この行政手続法全体にわたって、平成六

年の十月一日から施行されているわけなんですけれども、その改正について、このパブコメ以外の部分でいろんな問題点とか指摘されている部分もあったかと思うんですが、具体的に法案をこれ、このパブコメ以外の部分で何か検討されたことはありましたでしょうか。これはイエスかノーかでまずお答えいただければと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) ノーです。

○藤本祐司君 はい、分かりました。ありがとうございます。ごめんなさい。非常に分かりやすく、ありがとうございます。

ただ、ここでアンケートを、平成十五年十一月の二十五日から十二月の九日の間に行政手続法の施行及び運用に関するアンケート調査というのをやられていて、東京商工会議所に対しての、一部の事業所、千ちよっとですか、千二十九の事業所にアンケートをして、三百七十三事業者が回答しているこのアンケートがあるんですが、これを拝見してみますと、結構認識が薄いというような部分があるのかなというふうに思います。

例えば、行政指導について、行政指導を受けた経験があるかないかとか、その辺りについて質問をしているんですけども、あると答えた方が三百七十三のうち七十、約二割弱あるんですね。行政指導に当たるものかどうか分からないことがあつたというふうに答えているのが二十八。だから、七十のうちの二十八は、これが行政指導に当たるかどうか分からないというものが四〇%ぐらいあるんですよ。それとか、あと、行政指導には強制力がないということ、つまり任意のもので、従わなくても不利益を受けることがないということを知らなかったというのは三百七十三のうち二百五十四、つまり六八%ぐらい、結構知らないという答えがある。非常に認識が薄いということなんだろうと思うんですけども。

こういうのが平成十五年の末の調査で出ておりまして、これもやはり改めていかなければいけないのかなというふうに思うんですけれども、具体的にこういうことに対して対処方法として、何かこのアンケートをやった後されているのか、あるいは今何か検討されているかどうかについてちょっとお答えいただければと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 今回の手続を、いろいろ今実態調査ということになっておりますけれども、今言われましたように、平成六年にこれをスタートさせておるんですけれども、確かに、行政機関とか業者間におけるいわゆる周知が不十分ではないかということについて問題点は確かにあるんだと、私もそう認識しております。したがって、その点は、今言われましたように、考慮すべきではないかと言われれば考慮すべきだと思います。

ただ、今回は、いわゆるパブリックコメントを付す、いわゆる付すことが、えらくというから、早くやれというお話が圧倒的な御意見だったものですから、とにかく早急に改正しなきゃいかぬところだけ手を着けたというのが率直なところでありまして、命令等の制定の手続の整備ということだけにしておりますんで、その他の件につきましては検討を行っていない。先ほどノーと申し上げましたけれども、これらにつきましては引き続き検討すべき課題、私もそう認識いたしております。

○藤本祐司君 こういう認識が甘いというか、認識されていないというところは、私も余り経験はないんですけれども、よく容疑者に対して黙秘権というのがありますよということで、不利になるようなことはしゃべらなくても結構ですみたいな話があった、それで取調べをやるということ、まあ容疑者になったことがないから実際には分かりませんけれども、そういう話を聞きますけれども、こういうのも、これは行政処分でありまして、行政指導でありましてということをやりますよと、これは強制力のあるものでもないです

ということなんかもやはりうたつた上でやるということも、法制化とちよつと違いますけれども、法の整備とはちよつと違いますけれども、そういうこともやはり指導していくということも必要なかなというふうには思っております。

それで、この行政手続法の、もう一つ理由があつて、三十五条なんですけれども、これは現行法の三十五条でございまして、この部分については、三十五条の第二項で、「口頭でされた場合において」というようなことがございまして、要するに、行政指導が口頭でなされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、つまり、口頭であつてもいいよと、だけれども書面の交付を求められたときはその書面を交付しようという、大ざっぱに言うと、そういう話なんだろうと思うんですけれども。

そもそも、これが行政指導とか、そういうことが分かつていなかったら、これが重要性かどうか、重要なものかどうか分からないので書面の交付を求めるということもまずないんじゃないかと、薄いんじゃないかと、その辺の認識がということ、やはり口頭でやるということ、いわゆる暗黙知ですから、記憶ですから、記憶というのは風化しますので、記録に残すという意味ではやはり書面交付というのを前提としてというか、原則として、軽微なものもあると思うので、その場合は口頭でもいいんですよという形にしていける方がベターなのかなというふうに私は思つたんですが、この三十五条を見たときに、それについてちよつと御見解をいただければと思います。

○政府参考人(藤井昭夫君) 確かに、この書面交付の規定については余り利用されていないんじゃないかというふうな気持ちは私も認識しているところでございます。

ただ、二点あるかと思つております。一つは、先ほど大臣からも御答弁申し上げましたように、やっぱりこの制度を実施する側の行政機関側も受ける側の事業者側も十分この制度を周知

知されていないということはず一つ大きな原因かと思つています。

そういうこともありまして、実は先般、行政評価局から勧告を受けた後、まずは改善措置としましての事業、許認可等を所管する各省庁側、これに対して通知をするのと同時に、所管する事業者団体にもこの制度の周知を図るというようなことを要請しているところでありまして、私も、私どもも直接、可能な限り事業者団体等にもこの制度の周知を図るということをやつていく必要があると思つていて、分かりやすいパンフレットとかあるいは講師の派遣とか、そういうようなことで周知を図つていこうと思つております。

二点目は、そもそも行政指導とは何かという議論がございまして。

これは、実はこの行政手続法を最初に制定されたときも相当議論されたというふうに聞いておりまして、一番簡単なのは何か。電話の照会があつたときに電話で答えるというふうなものやったり行政指導となり得ると。あるいは、何というか、某省のように業界団体の人たちを一つの会議室に集めて口頭でいろいろ説明すると、それは行政指導にあるというふうなことから、あと、最近では多いんですが、いろいろ、許認可ではちよつときつというところで、ガイドラインというような形で業界団体を指導するというようなことも行政指導であるというふうなところで、本当のところは、現実には行政指導というものが非常に必要に応じてその都度やられてきているものから、なかなか明確な基準というものが作りにくいところがある。ただ、いずれにしても、先生の御指摘のとおりでございまして、行政指導というものは不透明な形でやられるというところが問題なんでありまして、それに対しては、現行の手続法は、まずやっぱり事業者側に言わば選択権を与えていこう。書面を交付してくださいということであれば書面を交付、義務付けること、義務付けが法律上、行政機関に課されているということで、少なくとも書

面交付を重要なんだという認識を事業者側が持つておられればこの制度は生きるといふふうに考えておられて、その意味でもまずやっぱこの制度を、繰り返しになりますけれども、行政機関側も事業者側もやっぱ十分周知していただく、これがまず一番重要じゃないかと思つて、専らそちらの方向に力を入れて取りあえずはやらさせていただきますというふうに考えているところでございます。

○藤本祐司君 分かりました。まず、やはり周知徹底をして認識をいただいた上で、交付を求める場合は交付をするということだと理解をいたしました。

行政手続法、いろいろ先ほど麻生大臣からお話がありましたとおり、今回はパブリックコメントだ、ほかに問題点があれば、今後、当然改正の余地はあるんだらうということでございます。

そして、じゃ、次の質問に移りたいと思ひます。

このパブリックコメント手続については既に閣議決定で平成十一年、十一年ですね、から実際には行つていて、総務省の方でもその実施状況というのを毎年、大体一年にしてこのぐらい、非常に厚いものを各省庁に対して、多分、各省庁からは嫌われているだらうなというふうに思つていらっしゃるけれども、そういう調査をやられているんだらうと、やられているということを確認しておるわけで、非常に大変な御苦労だということに思ひます。

その中でちよつと一番直近のものだけを申し上げますと、閣議決定の遵守状況というのを、やはりそこで調査、アンケートをしていくわけなんです、それに対して、守られていないというのか、適切性を欠いたものがある、数件あるというふう聞いております。

例えば、意見、情報提出されたにもかかわらずそれが公表されていないというふうな事例とか、これ、今年、昨年度に關していえば、総務省さんゼロなんですけれども、全部これを拜見させ

ていただきまして見たところなんです、総務省さんはゼロなんです、全体では三・四の十七件あります。十七件というのは、五百一件ほどパブリックコメントをやったといううちの十七件です、三・四%になっていきます。そのほか、提出された意見、情報等の公表が意思表示後になっている。今までの閣議決定では、ちょっと今回の改正では変わったんですけれども、閣議決定では、先に意見の提出の部分を出して、それから後、意思表示をするということになっているんですが、それが順番が逆転している例というのが五百一件のうち五十一件、約一割あったと。総務省はこれ、多分三件あったかなと、ちょっと見たところ三件あったかなというふうに見えて、六十一年中三件ですね、総務省関係では。

こういうものがあるわけなんです、この不適切な処置に対してどういう指導をされてきたのかということについてお聞きしたいと思います。
○国務大臣(麻生太郎君) 今、藤本先生御指摘のとおり、閣議決定以後、こういうルールが決まられているにもかかわらずやらぬじゃないかという例、いわゆるパブリックコメントは取ったけれども、その後のということとをきちんとやたらぬのではないかと、この辺については今何の規定も設けていないということについての御意見を、御見解をいただきたいと思うんですけれども。

○大臣政務官(増原義剛君) ただいまの御指摘、ごもっともな点もあるかと思いますが、ただ、私どもは、広く意見をいただくというところに大きなウエートがあるわけですので、仮にそういった、例えば氏名とか団体名とか、こういうものを尋ねるという場合、これは、その出された意見の趣旨をもう少し詳しく知りたいというときなんかは非常に私どもにとっては便利点もあるんですが、逆に氏名とか団体名を出しますと意見を出す方が萎縮をされてしまうということもあるんですから、いろいろ我々考えましたけれども、やはり広く一般から御意見をいただくというところに力点を置いて、そ

も、とにかくどうして出さないんだということを聞いて、それでもなおかつ拒んだという例はございませんので、一応今言われた点に關しましては、フォローは一応できておると思っております。

○藤本祐司君 これも非常に大変な憎まれ役を演じられてるんだらうなというふうに思うんですけれども、これ毎年必ず何件かあるということはまだまだ徹底がされていなかった。こういう意味で、今回、法制度化することによって、ある意味逃れられないといいますが、そういう強制力が働いてくるのかなというふうに思っているところでもあります。

この状況調査の中でちょっと質問なんですけれども、五百一件ほどパブリックコメントをやったと、そのうち全く要するに無修正、要するに修正をしなかったという件数が約一八%、九十件ほど、五百件の、あつ、ごめんなさい、修正ありが九十件ですね、残りが必要にするに修正はしていないということになるんだと思うんですが。ただ、パブリックコメントゼロという回答が百六十九件ほどありますので、ゼロの場合は恐らく、想定ですけれども、修正しないまま出しているんじゃないかなというふうに想定をすると、こういう計算でいいのかなとかをちょっと確認したいんですが。

五百一件総トータルがあつて、九十件は修正あり、百六十九件はパブリックコメント自体がゼロだったと、コメント自体がゼロだったということとで、パブリックコメントをもらったけれども修正をしないのでそのまま出したというのが残りの二百四十二件になるというふうに思うんですが、これでするしんどうか、ちょっとこれは確認でございませうけれども。

○政府参考人(藤井昭夫君) 御指摘のとおりであると思うんですが、ただ御理解いただきたいのは、その五百一件のパブコメ出された政省令案の中には、中には非常に軽微なものとか、余り国民の関心のないものも多数含まれて得るというふう

に私どもは理解しているというふうなことでございします。

○藤本祐司君 大ざっぱに言う、じゃ約二百四十二件という、それが二百四十件なのかはちよつと多少の上下はあると思うんですけれども、五百件のうちの二百四十件程度が修正、パブリックコメントをもらったも修正をしなかったというところで、約半数ぐらいは結果としては修正なしてあつた。パブリックコメントゼロということを含めると、やはりここで書いてあります修正ありが一八%ですので、八割ぐらいは結果としては修正なしだったという理解になろうかというふうに思います。出して結局、八割は修正をしなかったということになると、相当の事務量の割にはなかなか、事務量といわゆるコストパフォーマンスという点で、相当事務量大きいかなというふうな印象は若干持つのかな、持てるかなというふうには思っています。

それでは、次の質問に移りますが、ちよつと一つ一つ条文でお聞かせいただきたいんですが、まず三十九条でございします。

三十九条は意見公募手続そのものでございします、ここで第一項のところ、広く一般の意見を求めなければならないというのを書いてありますが、この一般というのがどういう意味なのか。例えば、外国の政府が入ってくるのか、あるいは国とか自治体からの意見というの一般の中に含めるのか、あるいは一般でいわれる個人になるのか、あるいは業界団体とか、いろいろあるのかと思うんですが、この一般の意味をちよつと教えてください。

○政府参考人(藤井昭夫君) 一般という言葉は法的にはよく使ってますが、むしろ逆説的に申し上げますと、特定の利害関係者とか特定の資格のあるものとか、そういうものを全く限定してないということでございます。それと、国民という場合も、これもよく使われるんですが、基本的に、外国の方であらうか日本人であらうか、あるいは法人であらうか、あるいは自然人たる個人であらうか、そういうことを一切問わないと、そういう趣旨で考えております。

○藤本祐司君 そうすると、逆にちよつと心配事がありまして、パブリックコメントを求めるといったときに、その利害関係者あるいは何か利益団体みたいなものがまとめて組織的にどおんと出してしまふという、もちろんこのパブリックコメントも最終的には多数決で決めるものではないので、九〇%はこうだ、賛成、単純に言う、賛成反対で言う、賛成だけれども、一〇%反対だから賛成がいいんだということのものではないということは理解をいたしますけれども。中には、九割も反対じゃないかと、九割も賛成じゃないかということを主張されるような場合も出てくるんじゃないかと。むしろ、こういうのというのは、もちろん特定するものではないといながらも、氏名とかあるいは団体名、団体なんかは所属している人であれば団体名とか、何かそういう意見提出者の要件というのを付けるということも一つの方法論としては、考え方としてはあるんじゃないかなというふうに思うんです。それを全く無視するというのではなくて、やっぱりそういう考え方もあるんじゃないかなというふうには思うんですけれども、この辺については今回何の規定も設けていないということについての御意見を、御見解をいただきたいと思うんですけれども。

○大臣政務官(増原義剛君) ただいまの御指摘、ごもっともな点もあるかと思いますが、ただ、私どもは、広く意見をいただくというところに大きなウエートがあるわけですので、仮にそういった、例えば氏名とか団体名とか、こういうものを尋ねるという場合、これは、その出された意見の趣旨をもう少し詳しく知りたいというときなんかは非常に私どもにとっては便利点もあるんですが、逆に氏名とか団体名を出しますと意見を出す方が萎縮をされてしまうということもあるんですから、いろいろ我々考えましたけれども、やはり広く一般から御意見をいただくというところに力点を置いて、そ

ういう要件を定めないといいふうにしたような次第でございます。

○藤本祐司君 それは、恐らく今までの閣議決定から数年間たつてやられてみて、それほど大きな支障がないという判断だったんじゃないかなと思うんですけども、そういうことでよろしいでしょうか。

○大臣政務官(増原義剛君) 委員御指摘のとおりでございます。

○藤本祐司君 それではちよつと、公表情報の具体性についてちよつとお聞きしたいんですが、まずちよつと三十九条の第一項、これについての条文、この条文ですね、申し訳ないですけども読んでいただけますでしょうか。

○政府参考人(藤井昭夫君) まず、見出しとして「意見公募手続」、「第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案(命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)を定めて広く一般の意見を求めなければならない。」。

以上でございます。

○藤本祐司君 ここで「関連する資料」という言葉が出てきているわけなんです、もうこれ「関連する資料」と一くくりになっております。そして、第二項を読んでいただくと、申し訳ないんですが読みますが、「前項の規定により公示する命令等の案は、」命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、云々となるわけで、これ主語が「命令等の案」になっているんですね、第二項に、続いて言うと。

そうすると、「関連する資料」というのは、第一項で「関連する資料」と一まとめになつていて、第二項の主語は「命令等の案」ですか、「命令等の案は、」というのが主語になつていて、それが具体的かつ明確な内容のものであるということになっているんですが、その一方で閣議決定さ

れた内容というのは相当この辺の資料については具体的に挙げているんだらうというふうに思つておりまして、その資料、閣議決定で、可能な限り次に挙げた資料を公表するということ、その次に挙げた資料というのは具体的にどのような内容で示されていたか、お示しくださいませ。

○大臣政務官(増原義剛君) 委員の御指摘でございますが、これまでの閣議決定のものは国民の権利義務にかかわる規制につきまして主としてそれを定めております。したがって、いわゆる「案等」のほかに「公表資料」としまして、具体的に①から③まで、①は「当該案等を作成した趣旨・目的・背景」といったようなもの、あるいは②で「当該案等に関連する資料」として「根拠法令」云々と、いろいろございます。

このたび私ども、この意見公募手続につきましては、その規制等だけではなくて、もっと範囲を広げて、広く国民の一般の意見をお聴きするという制度にしようということで今法制化をお願いしているような次第でございます。

そういう意味で、この三十九条第二項にもございますけれども、「命令等の」、いろいろございまして、「当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示された」云々ございしますように、かつては、かつての案でいきますと、「案等」の文とそれの「公表資料」というところを見ていただきます「根拠法令、当該規制の設定」云々とかありますように、よりちよつと入り交じつております。

したがって、全体のそのパブリックをお願ひする範囲を広げたこと、この中にはいろいろございします。例えば、情報開示請求があった場合における審査基準なども、いろいろこれまでの実態や、あるいは判例等もいろいろ勘案してそれを定めますけれども、これまでの概念だけでは十分でないところもありますし、一方で強化する点もあるということでございます。

資料」というところに入つていたもの、この中では、例えば「趣旨・目的・背景」がございしますけれども、これははつきり言えば、もう既に第九十三条一項でもって「当該命令等の案」となつております。むしろ、そちらの方にこれは入り込むべき話でございまして、関連資料というよりも、そもそもその本体の方に入るべき案だというふうにも私も理解したりしております。

そういう意味で、これまでの「案等」と「公表資料」との文をちよつと整理をして、これまでの実績から整理をしましてきちんとしたものを作りたということでもって、法律上、まあいわゆる法律用語ということになるんでございますが、幅広く取れるような形にさせていただきたいということでやつたような次第でございます。

いずれにしましても、我々運用指針というものを作るともしておりますので、そこで今申し上げたことをより詳細にきちんとさせていただきたいというふうにご考えております。

○藤本祐司君 今の説明ですと、その第二項のいわゆる「命令等の案は、具体的かつ明確な内容のもの」というものの中に今まで閣議決定で示してきたような資料とか根拠法令とか、そういうものは全部その中に含めていたから、あとは関連資料ということ、要するに前と全然後退していないんだ。後退というのは、具体性について、具体性は若干後退しているんだけれども中身は後退していないんだという御説明なのかと思ひますけれども、やはりこういうのは関連資料、恐らく各省庁対応が違つて、ちゃんと出すところとそうでないところが出てくるんじゃないかという懸念があるんですね。

だから、その辺はやはりちよつと運用指針、運用指針とか、その辺りできちつともう少し具体的な中身というのを、まあ最低限こういうことぐらひは出してくださいと、背景であるとか目的だとかその環境の変化だとか、そういったところはきちつと出して、あるいはデータとして出せるものがあれば出すということが必要なのかというふうには思つております。

実際に出したくても、資料がなかったら、そこをまた一から自分で調べるのかというと、やっぱりそこが出さなくなっちゃういますからね。そういうところは何か、何らかの指針を示していただければというふうに思つています。

同じ三十九条で次の質問ですが、意見提出期間がこれ三十日以上となつていますけれども、この三十日以上を根拠をお示しいただければと思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) 改正案におきまして、いわゆる三十日以上というのを原則としておるんですが、現行の閣議決定の文につきましては約一か月程度ということにしてあると記憶しますけれども、通常これぐらいの期間があれば、まあ意見の提出等々については十分ではないかと、準備ができるのではないかとということ、これまでやってまいりましたのでそれなりのそこそこ実績もあつておりますので、そういった意味では、行政運営に特に支障が生じているというふうでもないし、これじゃ絶対短過ぎるか、これじゃ長過ぎるかというふうなことでもないようなことと思ひますので、大体現行どおりは三十日というふうにさせていただいたというのが背景です。

○藤本祐司君 それで、やはり先ほどの実施状況の、募集期間の調査によりますと、一番多いのが、一番多いのがというのか、まず二十八日未満というので、そうですね、大体四割ぐらいになるんでしょか。で、二十八日以上五十六日未満というのが二百七十件、五百一件のうちの二百七十件で五三・九%、五四%と非常に高い数値になつています。つまり、二十八日から五十六日、これ週で切つていきますので、このときは、五十六日以内ですね、というのが一番多いということだといふことになつていふと思ひますが、それが三十日で適当かという根拠には多分ならないんじゃないかなというふうには私は思ひますね。その部分、二十八日、五十六日が圧倒的に多いので、これ二十八から三十日が多いのか、あるいは三十

か、あるいは先生も御指摘になったように、分かりやすい資料を作っていくとか、そういうようなものと併せてやるのがやっぱり一番重要かと思っております。

加えて、先生御指摘の、むしろ実施状況調査の中で、本当に制度を改善するための分析ができるような調査をしろうという御趣旨だろうと思いますので、そこは私も検討してまいりたいと思っております。

○藤本祐司君　是非よろしくお願いいたします。同じ三十九条関係なんですが、三十九条関係と

いろいろな適用除外があるんですが、その前にこの行政手続法全体、この第六章というのが今回のパブリックコメントの部分なんですが、この第六章全

四条にあるんですが、その中の一つちょっと気になるのは、国と地方、そして地方と地方間の関係については、今回は国民一般の利害に関係してこないと、権利義務に関係してこないということで全体の適用除外になっている構造になっているんだと、ちょっと御説明をいたしまして、事前に分かったんですけれども、その中で、一つだけちょっと気になるのは、国と地方、あるいは地

方間、あるいは地方と地方ですね、に關係する部分について第四條第四項第六号で規定されているんですけども、地方のことをやはり意見を聴かないと、国がすべてを上から強制してコントロール

ルることになってしまふので、この辺りについて、私としてはやはり地方の意見というのも、これと別なんですけど、今回のパブコメとは、聴くような機会を持つべきじゃないかなというふう

思っていたところ、ところですね、総務省さんの方でもちよつとその辺りについては検討に入っているということをお伺いしたものですから、ちよつとそこについてのコメントをいただければ

今、多分検討の真つ最中なんで最終結論は出ていないんだろうと思いますが、地方の意見

を聴くということに対しては別に制度を考えたらどうかというようなことも検討されているやに聞いておりますので、ちょっとそこについて教えていただければと思います。

○政府参考人(武智健二君) ただいまの御指摘の件は地方制度調査会における検討についてだと思われませんが、その点の検討状況について御説明を申し上げます。

まず、地方公共団体に関する国の制度や施策の実施、これを行うに当たりましては、当事者である地方公共団体の意見を反映させることは極めて重要だというふうに考えているところでございまして、これまでも様々な場面でいわゆる地方六団体の意見が開陳されまして、国の制度等に反映されてきたところであります。そして、これを更に充実させる方策ということで、現在、第二十八次地方制度調査会でありまして、ここにおきまして審議が行われているところであります。

具体的に申し上げますと、地方制度調査会の専門小委員会におきまして、地方議長の連合組織、いわゆる地方六団体のことでありますが、これからの意見申出の機会を確保するため、地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる法令案を作成しようとするときは、その案の作成を担任する大臣が、あらかじめ関連する資料を添えて、その旨を関係連合組織に通知する制度等について現在審議をしているところでございます。

まだ小委員会の議論でございますし、この地方公共団体の意見の反映方策につきまして現時点において具体的な結論が得られているものではないでございますけれども、同調査会におきまして引き続き審議が進められるものというふうにご覧いただければと思います。

○藤本祐司君 昨年からの三位一体の改革についても地方六団体の御意見を聴くということをやっていますので、これは続けていただきたいんですが、これ、今、小委員会何回開いて、いつぐらいまでに結論を出すということになっているんです

しょうか。目安として来年なのか今年なのかという。

○政府参考人(武智健二君) 先般、六月十日に第二十三回の専門小委員会が開催されました。この二十八次地方制度調査会は来年二月までが任期となっておりますので、それまでに必要な答申をまとめるということになるかと思っております。まだ具体的な時期までは決まっているものではございません。

○藤本祐司君 適用除外についてなんですけれども、今、国と地方、地方との関係というのは分かってしまいましたが、別の制度で担保しているというところだと思っております。

この適用除外についてもそうなんですけれども、実は、その次の四十条の関係で、今、意見公募手続の特例というのが出されている。これもそうなんです、もう一つついでに、ついでというか付け加えて言いますと、四十一条関係で「必要に応じ、」というのが、項目があるわけなんですけれども、四十一条ね、必要に応じで当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるという、これ、特別に周知するというのがあるんですけれども、こういうところは各省庁にお任せをして判断をしていただくということで理解をしてよろしいんでしょうか。いろんな妥当性がどうか、あるかというのは総務省がチェックされるのか、あるいはもう、これは各省庁判断でいいということとで考えられているのか、そこについてお聞きしたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 今おっしゃるとおり、適用除外に該当するか否かにつきましては、これは各省庁に基本的なやつていただくということになろうと存じます。

ただ、今御指摘がありましたように、第三十九条の第四項だったかな、に、今御指摘のあったとおり、意見公募手続の適用除外とした場合にはといて、これ原則ずっと書いてありますんで、原則としてその理由を示さないかぬということに義務付けをいたしておりますんで、こういうことに

よって、いわゆる隠しているんじゃないかとかいう意味のことができないように、高い、ガラス張り、透明性というものを確保することによって判断を公正なものにしたいと思っております。

なお、いわゆる、何、この省庁は非常にそういうことはやるけど、こっちは省はそうでもないとか、大体、大臣の性格とか役人の性格もいろいろありますんで、差は出てくることは、ある程度、十分、人間のやることですから、あるとは思いますが、総務省としては、その実施状態を、第一問のときにお答え申し上げましたように、やっぱり実施状況を把握して、その上で、そういったことはよく、ほら比べてごらんと、こっちはこんなことまでというようことは、実施状況に応じて私どもの方から介入することになりますんで、いろんな意味で、おたくでもちゃんとしてくださいと、この省庁はこんなやつてのを、同じような質問でこっちはこれでしようがという、うなことは、比較はできる立場にありますんで、そのところはきちんとしていただきたいと思います。

○藤本祐司君 多分、ほかの省庁を見ながら、自分たちは、ああ、ここはこうした方がいいのかなというところになるんだろうなというところは期待するところでございます。

続いて、次の質問なんです、四十三条の結果の公示についてであります。

この結果の公示等については、当該命令等の公布と同時に、そのいろんな意見、パブリックコメントで出された意見についての取りまとめたものも提示するというところになっているんですけれども、一つお聞きしたい、二つです、一つはお聞きしたいのは、「同時期」って書いてあるんですけれども、この同時期というのは、本当に同時期って、全く一斉にということとは不可能なんだろうと思うんですね。意見をもらいまして、それを結果として取りまとめましたよと。それで、それを反映して、命令等に反映しましたよというものが、これ全く同じ時期というのは、なかなか正直

言うところ困難じゃないかなというふうに思うんですけれども。

そういう意味で、この同時期というのはどのぐらいの幅を考えていらっしゃるのかということと、もう一つ、ちょっとこれは昨日、済みません、通告してなかったんですけど、もし答えられたら教えていただきたいんですが、この同時期というのは閣議決定のときと違って、閣議決定のときは、パブリックコメントを集めて、それをもらって、その結果というのをまず公表した後に命令を制定するという、タイムラグを意図的に生じているわけなんです。これ、同時期ではなかったんですけれども。

そういうことで、わざわざ期間を設けていたんですけれども、そこ今回変わって、全く同時期というのは、ここはもう大きく変わったところなんです、その変えた理由、要するに、今までだとうまくなかったということなんだろうと思うんですけれども、その辺の何か問題点というのがあって変えたんだと、その理由を教えてください。

○政府参考人(藤井昭夫君) 第一点は、同時期という言葉の趣旨でございますが、これは特段定量的な、何日以内とか、そういうような基準というものがあるものではないかと思っております。一般的に、ほほ、ほほじゃなくて、全く公布の時期と、せいぜい、事務的に若干の遅延がある場合とか若干先立つ場合とか、そういうものは許容されるということだと思っておりますが、基本的に同時期とそんなに違わないというふうに御理解いただければと思います。

それから、閣議決定と法律制度とのその順番、順番という、期間を置くことをやめた理由というところでございますが、これもむしろ、前もって公示、結果を公示した後、閣議決定、政令等を定めるという、そういう手続を法律上義務付けることの意味が果たしてどれほどあるかということを検討をいたしまして、結局、別に、考慮した上で反映されればいいわけですから、それともう一つ

は、国民の方々にどういう理由で反映したか反映されなかったかという点を分かっていただけるということさえ確保できればいいということ、基本的に、まだ、前もって決めるということの必要性はそれほど高くない。

一方、むしろ、できるだけ全体のやっぱり策定手続の期間というものを圧縮するという方が事務負担という観点からはいいわけでございますので、できればそういう期間というものは縮めて、同時期にさしていただいて、全体、この制度が、趣旨に沿って、しかも行政機関の運営にもそんなに大きな支障が生じないというような形で制度設計できればという、言わばそういうバランス感覚と言つてよろしいでしょうか、そういう物の考え方からこういう制度にしているというところでございませう。

○藤本祐司君　ちょっとよく分からなかったんですけども。

要するに、タイムラグとか期間を設けることにそれほどの意味がないというのは分かるんですけども、じゃ、同時期であるという意味がよく分からないんですけどもね。同時期であるというのを、わざわざ同時期というふうに示しているということは、同時期であることの方がはるかにいいんだという結論があるから同時期というふうに言っているんじゃないかなというふうにしか思えないんですけども。わざわざ同時期と言っているというところは、期間を置くとか何か問題があったんじゃないのかなと、あるいは、同時期であることが大きなメリットがあるから同時期ってわざわざ言っているんじゃないかなと思うんですけども。

ちよつとそここの辺り、もう一度御説明いただけますか。

○政府参考人(藤井昭夫君)　説明が分かりにくくて恐縮でございます。

申し上げようとしたのは、今先生タイムラグとおっしゃったんですが、実際には、結果を考慮して整理した段階で、大体、案ができている場合、案

というか最終的な決定文ができている場合が結構あるわけございまして、それを、時間を置くというところであれば、その期間だけわざわざその決定を遅らせるということはこの制度が義務付けるということになりかねないということであると、全体の政省令等の決定の期間が、その分、余分に見込んで進めるということになるということであれば、元々、恐縮ですが、この政省令等の策定手続というのは、それなりに、マンパワーだけじゃなしに時間を要するわけでございますので、その分、先立ってその準備をしなければいけないというふうな、いろいろな面でやっぱり行政運営上ちよつと負担を掛け過ぎることもあるなということ、できれば簡素化できる期間というものは省略したいという趣旨でございます。

○藤本祐司君　要するに、同時期ということとは、こういう意見をもらいましたよと、それを考慮してこういう命令を出しますよということと一緒にやるわけなので、意見を出しても、それを、理由は示すとしても、結果としては要するに有無を言わさずこうしますよということにしかならないわけですよ。一回、これ一往復しかしていないわけですので、例えばこういう意見が大勢を占めていまして、だからこういう意見をするんですけどもどうですかという手続は途中は一切入らないわけなので、もう有無を言わさず、こうしますよ、意見を考慮してこうしますよということにしかなくて、ちよつとそここのところは考え方もあるかもしれないですけども、私なんかパブリックコメントって考えると、パブリックコメントを出して、それが何件来るか分からないですけども、それを集めてこういう意見があったと、で、こういうふうにしたと思うんですけども、ちよつとこのパブリックコメントのいうことで、そこは短くするということはあるんですけども、ちよつとこのパブリックコメントの意味とか趣旨というのが、同時期になっちゃうと本当に有無を言わさずぱんと出てしまうのか

なという感じがして、逆に言うと、省庁側からすれば、パブリックコメントをやったということ、もうそれでよしとするという形になってしまふんじゃないかという懸念がちよつとあるんですけども、それについてはどうお考えでしょうか。

○政府参考人(藤井昭夫君)　確かに、御指摘のように、この手続は、意見を踏まえて決定するんだというようなプロセスから考えると、意見を聴いてその上で決定したという、そういう、そのために必要な期間というものを確保しておくということとは、それは一つの考え方だろうと思っております。

ただ、これは繰り返しになるところは省略しますが、加えて、私も、やっぱりこの制度の力点は、反映させるということも重要ですが、それ以上にそういう透明性を確保すること。どういう意見があった、どういう考え方もあってこういう最終的な決定文になったかというところの透明性を図って、むしろそれを国民の目で、一般が見られるようにするということ、これを極めて重要視しております。

その意味から考えますと、最終的な決定文とその意見とそれに対する行政機関側の理由、こういったものは一体的にむしろ同時期に出した方が国民に理解されやすいということもあるということも指摘させていただきたいと思ひます。

○藤本祐司君　これ、意見公募手続実施されたにもかかわらず制定されない、要するに、したけれども定めないということにした場合は、題名とか公示日を公示して、これはしないことにしましたというだけでこれ終わっちゃうんですかね。

命令を定めない理由というのとは、命令等を制定することを決定するに当たってないんだけれども今保留状態になっているということについて、一切これ、どこにも示す理由、必要性もないわけなんです。

ですから、そういうことを考えると、パブリック

コメントを出した側からすると、そういうことが日常、当たり前のように行われてしまうというのは、パブリックコメントを出す意味もなくなっちゃうてくるということがあるんだらうなと思ひます。

これ、各省庁から多分評判が悪いんだろうと思うんですけども、そういう意味を含めて、いろんな省庁からいろんなことを言ってくるとだんだんだんだんそういう形だけのものになっていってしまふような気がしてならなくて、そのところをきちつとしていかないとパブリックコメントをやる意味というのがどんどんどんどん薄れていってしまうと。

むしろパブリックコメントの、私はこれ直観的に考えたのは、パブリックコメントをやっているということが例えば答弁逃れの便法になってしまふんじゃないかなというふうな気もするんですけども。例えば政令、それこそ法律というのは政省令の委任事項を設けているようなケースなんかたくさんあるわけなんですけれども、それについての説明を求めたときに、いやいや、パブリックコメントをやっている最中ですからとか、パブリックコメントをやった皆さんの意見をもらってからやるつもりですと、今は答えられませぬみたいな、そういう答弁逃れにも使われる可能性もあるの、このパブリックコメントって相当気をつけていといけないかなというふうには逆に思っているんですけども、その辺りについてはどういうお考えをお持ちになつていますでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君)　これは藤本先生、国会審議を充実させるという観点からいつたら今のような話で、いわゆる個別の法案等々について政省令にかかわる、簡単に言えば委任しているという規定につきまして、その内容とか趣旨とかいうので可能な限り国会に説明すべきなのは当然なんだと思ひますので、その上で、その法律案について国会で審議をと、判断を仰ぐべきものと考えておりますので、私どもとしては、これを国会答弁を逃れる口実に使わせるといふようなことは、そ

それはそういう手合いがないとは言いませんよ、私どもも、これは。そういうことをやるやつはいないなんて言うほど、それほどみんなまともな人ばかりとも思ったことはありませんけれども、ないやつは、それは私どもの方としてきちんと対応せにやいかぬところなんだと思いますので、これは少なくともいろいろな、今まではもうやみの間ずっとと政省令ができたところを少なくとも開けようとしていたわけなんであって、それが開けられたくないと思っている人が一杯いることは確かでしょうけれども、基本的には開けさせる方向でいرونなことをやっているということでありまして、今言われたような事例というものが数多く今後出てくるのであれば、その段階でまた考えなきゃいかぬということになるんだと思います。

○藤本祐司君 先ほどもちよつと質問の中に、パブリックコメントをやったけれども制定しない場合は、その制定しない理由は特に示さないわけなんですけれども、出している側から、パブリックコメント出している側から見たら、何でこれ制定されなかったのかということとは非常に興味があるところなんです、関心のあるところで、それが正に政治に対する透明性の確保になっていくんじゃないかなというふうに思うんですが、制定しないということを決めた場合には、その理由と、その提出された意見はこういう意見はありましたよということはやっぱり公表すべきだというふうに思うんですけれども、それについてはいかががでしょうか。

今のこの法律の中では、実施したけれども、パブリックコメントを実施したけれども命令等を定めないというようにした場合は、その旨、その旨というのには要するに制定しませんがよということ、命令の題名、どの部分についてどういう命令等についてはしなかったということとは明らかにするためだけのことをこの四十三条四項で規定しているわけなんですよね。何で制定しなかったかというところは一切規定していないんですが、そこをやつぱりきちと説明しないと、国民のせつかく出してくだ

さつた方々は納得しないんじゃないかと思うんですけれども、そこについて、その規定についてお考えをいただければと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 今、ちよつと多分こういう意味なんだと思いますが、あらかじめ示した案をパツと、駄目といって撤回をする、やめるということに限っては、異なる案を出して、異なる案を出して改めて広く一般から意見を集める手続を行う必要が生じるといふような場合などということを考えてこの四十三条四項の括弧書きということになったんだと思いますが、少なくともその前に出した分については廃案と、やめますということを出し直しますということをするときにこういつたことができることが、そういうこともあり得ますから、パブリックコメントにも圧倒的にパツというところになったときにはもう一回出し直すというところも十分に考えられるところだと思いますので、そういったところを考慮してこの括弧書きになったと理解をいたしております。

○藤本祐司君 実は、これについてもうちよつと突っ込みましたんですけれども、時間がなくなりましたのですから、ちよつと、最後にちよつとコメントをして終わりにしたいと思っております。

先ほど来、一番最初の方でお話を、質問をしたとおり、結局、修正なしというものが八割ぐらいなんです。これは期間の問題があるのか、どういう理由があるかというところは分からないんですが、回答ゼロだったからということも含めてなんですけれども、修正なしが八割あるとなると、これだけのことをやって八割は何の修正もなし、そのまま出してしまふということになると、相当なボリュームというのか、事務量が多い中で、これだけのことを法制化するというこの意味と、これがよく分からない。これだけパブリックコメントをやつても、有無を言わせず、最終的にばんと決めてしまふということについて、単なるガス抜きになつてしまふ部分というのもあるんじゃないかなという懸念はあります。

ただ、ただ、これはやらないうり一度やつてみないと分からないという部分が一杯ありまして、ある意味、進化論で考えると、やつてみて変える、やつてみてやめるといふことも十分あり得ることだと思ひますので、これは、例えば情報公開法なんか四年で見直ししようという、今回、見直し規定ないんですけれども、その辺のことを是非調査をして、先ほど申しましたように、科学的根拠を示せるようにして見直しをしていくということも是非御検討をいただくといいか、それを是非お願いをしたいというふうに思います。

それと、あと、やはり我々にとつて情報、この問題というのは、国民といわゆる官庁とかの情報格差をなくすという意味合いから非常に大きいことだと思ひますので、その意味では情報公開法ももつと徹底をしてやると。あるいは、四年で、ここで改正をしなければならなかったんですけれども、いろんな問題点がありながら情報公開法は改正案が出てきてないわけなんですけれども、この辺りについての情報公開法の徹底とか不備な点というのをも改めていくということで情報格差をなくすという、全体としてなくしていくという方向で御検討いただきたいというふうに思ひます。

これで私の質問は終わりました。

○国務大臣(麻生太郎君) 最初のところでも答弁申し上げましたように、今回はノーです。最初、イエスカノーかで答えるという御質問だったのでそう答えた記憶しますが、今回は、今言われたように、このパブリックコメントというものをえらう話が集約しておりましたので、今回これに絞つてやらせていただいたというのが背景であります。

今おっしゃったように、いろんな御指摘のありますところは今後出てくることは十分に考えられますし、今のようないＣＴの技術がこれだけ進んでくるともつと話が早くなるのかもしれないし、大体先のことは余り予想できないと私はもう前から、十年先のことは人間に予測なんかできぬ

と、そう思っていますので。ちよつと十年前に野茂がメジャーリーグに出たんですが、今メジャーリーグで十四人の日本人がプレーしておりますけれども、これ予想したやつ一人もおりませんから。そういう意味では、私は十年先のことは基本的に予測できないものだ、私は基本的に自分ですら思っておりません。この種の話も、技術が進歩して、まさか２ちゃんねるなんでものが出てくることを想像した人はあの段階では一人もいませんから。そういう意味では、私どもはこういつたものを不断に見直すというのは大変なことだと思ひますので、今御指摘のあったように、こういつたようなことを、もつとこういう点で検討させていただきます。

○弘友和夫君 公明党の弘友和夫でございます。この行政手続法は平成五年に成立して六年から施行されているわけなんですけれども、私もこれが出たときに衆議院の内閣委員会に質問をさせていただいて、非常に思いの深い法律なんです。これは、それまで何十年来の悲願というのか、日本の行政が非常に不公正、不透明だと、その典型的なのが世界に悪名の高い行政指導だと、これはもう世界共通語になっているような。基準も何も明らかに、例えば許認可の申請をするとか机の一番下に置かれて、いつこれがあれされるか分からない。基準も、何でそれが不許可になったのかとか、そういう基準もはっきりしない。こういう不公正、不透明な行政についてきちつとした基準を設けようということで、非常に期待をされた画期的な私は法律だといふふうに思っているわけなんですけれども、以来、十一、二年たつてみて、大臣は、この行政手続法運用に当たつて総括的な御所見を賜りたいというふうに思っております。

○国務大臣(麻生太郎君) 今御指摘になりましたように、平成五年十一月に公布、明けて六年の十月かな、に施行になったと思ひますので、ほぼ十年というものがたつて、おっしゃるようないろいろな不備とか、また不公正、不透明といったよう

な御指摘の数多くあつてきた中でもありましたので、この行政指導等々、いろいろ含めて政省令の内容につきましてより広く理解をということ、この行政手続法という法律ができたんだと思いますが、この十年掛けて、比較対照の問題ではありますけれども、昔に比べたら随分定着してきたのではないかと思っておりますので、さらにICT等技術が発達しておりますので、インターネット等々、また行政手続もすべてオンライン化ということになっておりますので、そういった意味では、今後更にこういったものが進んでいけばなと思っております。

○弘友和夫君 今回のこの改正は、その中でまだ今までやっておられなかった行政立法手続についてパブコメ等導入していくということなんですけれども、全体的に、昨年の十二月に、この手続法の施行及び運用についての行政評価局が管理局に対してかなり厳しい、同じ省ではありますけれども、厳しい勧告を行つてゐるわけですね。それを簡単に、どういう勧告をされたのか、そしてまた、それを受けて管理局としてはどういう対応をされたのかというのを答えたいと思います。

○政府参考人(田村政治君) ただいま御指摘の評価・監視におきまして、行政手続法を所管しております行政管理局の取組について調査し勧告をしている点、三点についてまず御説明申し上げます。

第一に、審査基準、標準処理期間、処分基準の設定、具体化等を推進するための具体的な点検、見直しの実施方法等を示していない等、各府省に対する支援が不十分であることから、審査基準等の設定、具体化等を推進するための見直し方法、観点の提示を行うよう勧告しております。それから第二に、手続法の施行状況についての調査を実施しておりますが、この調査要領に審査基準等の設定に係る基準が明記されていないなど、施行状況調査の内容が不十分であるということ、施行状況調査の確な実施を図ることを勧

告しております。第三に、手続法が事業者等にとの程度周知されているのかなどの調査を行つておらず、事業者などに対する効果的な周知方策の検討に必要なデータを把握していないといったような状況から、行政手続法の効果的な周知方策を検討し、継続的な周知に努めることを勧告しております。なお、そのほかパブコメ、あるいは行政指導の運用の適正化等についても勧告をしております。

以上でございます。

○政府参考人(藤井昭夫君) お答えいたします。

行政評価局から行政管理局に対して御指摘いただいたことは今御説明のあったとおりでございますが、要は、管理局自らが、例えば調査票の設計を変えようとか、そういう自らできるものもございまして、もう一つは各省なり事業者等に対して周知徹底するという、そういう二つの勧告、改善措置があつたというふうに理解しております。

そこで、今申し上げたとおり、自らできるものについては直ちに私も改善したところでございますが、むしろ各省庁に対する指導、周知というものも極めて重要な部分がございまして、これにつきまして、平成十七年の一月十四日付けでまず局長名で改善措置の内容を徹底するよう各省に指導するとともに、同日、担当者を集まつていただいたので、その改善措置の趣旨の徹底を説明して図つたとか、あるいは、やはりこの制度というのは末端の職員とか実際の許認可等を受ける担当者、そういった方々に知つていただく必要があるわけでございます。研修なんかの必要性も非常に高いわけですが、そういった研修を催される場合は、私どもの担当官も積極的に対応するというような形で対応してきているところでございます。

今後、この制度の周知というのは物すごく重要なことだと思つておりますので、パンフレットなんかも作つていきたいんですが、そのパンフレットの作り方にしても、本当に事業者等が抱えておられる問題、それからこの制度の分かりやすい説明とか、そういうものに心掛けながら周知徹底を図つていきたいというふうに考えているところでございます。

○弘友和夫君 同じ省の中で勧告をされ、今度、局長同士が替つたら今度反対の立場になるわけですけれども、まず、勧告そのものは、私はそのとおりだと思ふに思ふんです。ただ、それを受けて、じゃどうするかというの、なかなか今の御答弁を聞いても、周知徹底だとかいうことで、なかなかこれは進まない。

私は、根本的には、大臣、この行政手続法に、大臣、総務大臣の権限というのがきちつと明記されていないんじゃないかな。例えば、個人情報保護法では、「総務大臣は」、「行政機関の長に對し、」云々あつて、「資料の提出及び説明を求めることができる。」と、こうある。また、「総務大臣は」、「行政機関の長に對し、行政機関における個人情報取扱いの意見述べることができる。」というきつとした権限が明記をされているわけですね。この行政手続法にはその権限というののはつきりされていない。

やっぱり、これは一番、各省庁の大変な中で、各省がそれぞれの考え方であつて、やる中でやるわけですから非常に難しい部分はあると思うんですが、総務大臣の権限が明記されていないと非常に管理局としてもやりにくい部分があるんじゃないかなというふうには私は考えるわけですが、それでも、その権限を、まあこれは立法の部分だと思いますけれども、与える必要があるんじゃないかというふうに考えますが、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 総務大臣という建制上二番目の、第一番ということ、法務省を超えて今一番になった役所になっておるんですが、行政手続法の統一な運用を一般的に確保するということが当たりましては、何というのかしら、立場上、立場からいいますと、これは正直申し上げて、特段な規定を設けなくてもかなりの部分、施行状況の調査というのを行えることになつていま

すので、ちゃんとやつてくださいますと、そうしなけりや公表ですということだけでかなりなものができる。

最近では、地方に対しては、各地方でいろいろな、特殊手当等々を含めてあつた件に關しまして、あれ公表するかしないかえらい騒ぎでしたけれども、あれ、大阪市含め全部公表しました。公表した結果、今大阪市で何が行われているか御存じのとおりだと思いますが、一斉に市民のあれが出た。同じことで、役所に対しては、余り権限を持たせませんと、私にたいに品のいい、おとなしいやつがやつてゐる間はいいですけども、そうじゃなくなるとこれはかなり乱暴なことになつてくる可能性もありますんで、控え目な、私のように控え目な性格のある程度で止めておいた方がよろしいんじゃないかなと、自分で売り込むのもなんですけれども、そんなふうには思つております。

ただ、これは全然威令が徹しないということになつてきた段階ではもう一回考えにやいかぬことになるのかもしれないけれども、今のところ特段に不都合が起きているという感じではないと思います。私ども、行政評価の紙を各大臣にわたつて、おたくはこれですということをかなりお渡しした場合は、大体、予算の執行状況等々を含めまして評価の部分に關しまして、これまででも大体翌年、私どもがお渡しした分に關してはほとんど修正が出されて翌年、予算で上がつてくることまではなりつたと思つておりますんで、今言われた点は検討はせにやいかぬ問題だと思いますけれども、今すぐこれを法令ですぐ書き込めというふうな話ではないのではないかと感じがい

たしております。

○弘友和夫君 謙虚な大臣の御答弁でございました。ただ、じゃ現行法の第三十五条第二項に、行政指導を口頭でした場合に、相手方から書面の交

付を求められたときは、支障がない限り、これを交付しなければならぬという規定があるわけですね。これは今まで十一年の間に、じゃ書面交付、これを活用されたのは何件かと聞きましたら、わずか六件だという。

このアンケート調査によると、まず、この制度を知らなかったというのが七六・七％、それからまた、現行法三十二条第一項に、行政指導に携わる者は、行政指導の内容をあくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるというふうに規定されているわけです。だから、それをまた知らなかったというのが六八・一％いらっしゃるわけですね。

だから、知らなかったということは余りそれだけニーズがないのかなという考えも一方ではあるかもしれませんが、私は、この今までの行政指導はこの十一年だけ行われたかといえ、それはもう何万、何十万、相当行われていると思うんですよ。それを書面交付を求めたというのはわず六件というのは、それは周知徹底してやらないといけないんですけれども、根本的に何かやっぱり業界としては行政に遠慮をするとか、そういう部分があるんじゃないかなと。

だから、評価局が各省庁に対して、業界団体に対する説明会等の機会を活用した事業者等への継続的な周知を実施することという勧告をしているわけですが、ただ、各省庁はなるべくそういうことは裁量行政的にやっていきたいというものがあつたわけですから、総務省として各省庁に周知徹底をするというんじゃないかと、私はそれを、行政指導等を受けるその省庁から業界団体に周知徹底をさせるというのはなかなかしたがいらないと思うわけですね。

だから、むしろ総務省が直接そういうのを受ける業界団体にこれを周知徹底するべきだということに考えますけれども、いかがですか。

○政府参考人(藤井昭夫君) 全く御指摘のとおりだと思っております。私どももできるだけ機会をつくって、むしろ経済団体等から事業者団体にも

直接制度を知っていただくことをやっていきたいと思ひます。

ただ、決してやっぱり事業所管官庁を通じての指導というものが軽視できないとは思っておりますが、やっぱり正に先生御指摘のとおりでありまして、この法律が有効に活用するためには、やっぱり行政機関側の職員の意識改革みたいなものも必要かと思っております。

その上で、事業者とある意味での信頼関係の中でこういう制度が活用されていくことになろうかと思ひますので、いずれにしても行政機関に対する周知徹底と、あと事業者に対する周知徹底、これは正に極めて重要だと思ひますので、取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○弘友和夫君 是非、直接そういう周知徹底、府庁、省庁に任せるのではなくてやっていただきたい。それで、何と今までもずっと続いてきたそのあれ、何かここでそういうのを求めると、役所からまた別なこととでやられるんじゃないかみたいな気持ちややっぱりあるわけですから、それはきちんとした権利として、そういう公正な、また透明な行政を進めていく上においてもそういう関係をやはりつくっていただきたいというふうに思っております。

時間が余りございませんけれども、今回の改正でパブコメを導入すると。これは、今までもパブコメというのは閣議決定事項としてあつたわけですが、今回はこれを国民の権利又は義務に直接かわるものへのということで対象も拡大しておりますし、それをまた法制化をするということとで一定の評価をするわけですが、また、今まで閣議決定のやつは強制力というのはなかったのかもしれないけれども、二〇〇二年に意見公募した三百九十九件のうち、実際に内容を修正したのは五十八件だと。公募を怠つたものの例も六件あつたという報道もあるわけですが、これも、今までのパブコメの閣議決定事項を今回、法制化することによって、何がどう変わる

と思われるのか。

それから、これはさつきからも論議あつておりましたけれども、パブコメしましたよと、だからそういう一応意見を聴きましたよみたいな、それで責任逃れみたいなことが生じないとも限りませぬし、だからそういう意見があつたことに対して分類をして、こういう意見、大體分類ができると思ふんですよ。例えば、請願陳情の扱いについて、もう、こういう大體意見が百何十件あるとか、こういう分類して、これに対してはこう答えましたよというきちつとしたチェックが必要なんじゃないかなというふうに考えますけれども、併せてお答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(藤井昭夫君) まず、閣議決定を法制化したことの意義ということでございますが、これ単に従来のような規制中心の政省令等から広く権利義務にかかわるものに広げたということだけではなしに、やはり第一点は、従来の閣議決定ベースのものであつたものがはつきりとした法律上の義務として行政機関に課されているということ、その重みは極めて重いかと思っております。

加えて、これは付随的な話ではあるんですが、法制化に伴つて当然その用語の定義とかその制度の詰めのようなものをきつちりとやるということ、従来はある程度運用、各省庁の運用に任されていた部分も法律によつて明確になつていくというようなこともあろうかと思っております。

加えて、一般原則というものが今回作らせていただいているんですが、こういう一般原則をすることによつて、本来、結構、政省令等が濫用的に使われていたんじゃないかというような懸念にもこたえるということにしたというところが大きいところかと思っております。

それから第二点目は、運用状況のチェックということでございますが、これは正にこの制度の根幹に当たるところかと思つて重要ではございますが、ただ、今回は別に第三者機関とかそういうものを設けておりませんが、むしろ、国民一般に実

際の運用状況をさらすというところで、言わばそういう国民の一般からのチェックというものを確保しようとしておられるところにあるわけでございます。その意味で、先ほどの質疑でも貴重な御意見をいただいておりますが、やっぱり意見公募手続をやつた結果についての公表の仕方、これをやっぱり分かりやすく漏れなくとか、あるいは総務省がやることとしております施行状況調査ですね、こういったものもやっぱり端的で明確で分かりやすくすることと、やっぱり国民にまず知ってもらふと、よく理解してもらふということが極めて重要かと思っております。また、それがこの制度の普及にもつながるのかなというふうなふうにも考えておりますので、そこら辺りは今後、一生懸命充実して対応していかなきゃいかぬというふうに考えているところでございます。

○弘友和夫君 最後に大臣に、この地方公共団体の件ですけれども、これ条例化している、パブコメ制度を条例化しているというのはもう都道府県はないんですね。市町村で少しある。本當にごくわずか、条例化しているのは。ということと、これは地方自治、地方自治というか、地方分権で指導していくみたいな話があるかもしれないけれども、先ほどの大臣の御答弁ではかなり明記、権限を明記しないでそこら辺は言えるんだというお話でございましたけれども、これは条例化というのを指導していった方がいんじゃないかなというふうに思ひますが、最後にお聞きして、終わりたいと思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) 弘友先生御指摘のとおりなんです。既に条例化はしてありませんけれども要綱等々でちゃんと対応しているというところが結構あります。そういう意味では、京都とか神戸とか、これは条例でしているところもありません。中核市でも横須賀とか旭川とか鹿児島とかいうところもあるんですけども、基本として、私どもとしては、条例、規則、要綱、いろいろな表現あろうと、段階があろうとは思ひますけれども、私どもとしては、段階としてきちんとして

品関連産業労働組合総連合会、これが一・五九％と。あとは、〇・一八がJAMであり、全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会と。それから、一番低いのが、〇・〇一でありますけれども、日本基幹産業労働組合連合会と、こういう状況でございます。

○吉川春子君 要するに、パート労働者を組織している労働組合の代表が中央最賃を決めるメンバーに入っていないと、こういうことです。

それで、そのパート労働者を〇・一とか〇・〇一％しか組織していない労働組合の代表が最賃審議会でもパートや低賃金の労働者の利益を反映できるとは私は思えません。

厚労省の最低賃金制度のあり方に関する研究会報告、〇五年の三月三十一日は、パートタイム労働者等の割合が高まるとともに、パートタイム労働者層と一般労働者層の賃金格差が拡大する傾向にある。このような状況からも、最賃制度は、低賃金労働者層の安全網としてその真価を発揮すべき重要な時期にあると指摘しています。また、組織率が著しく低いパートタイム労働者にとつては、最賃制度の役割はますます重要だとしていいます。

こういうことを踏まえた上で、ほとんど組織していない労働組合の代表が六人のうち四人もいますけれども、実際のパート労働者を組織している労働組合の代表は審議会に加えるべきだということをお願いしたいと思ひます。

それで、時間がないので続けて申し上げますけれども、全労連が中央最賃審議会の委員として推薦した全国一般労働組合中央執行委員長、これはパート労働者を四五％組織しています。また、全国生協労働組合連合会副委員長、この生協労連は六九％のパート労働者を組織していますけれども、こういうところから、こういうところの委員が二名推薦されたけれども、これは排除されてしまいました。

どうしてこんなにパート労働者をたくさん組織している、率ですすね、こういう代表者が排除さ

れたのか、その理由について、厚労省、おかしいと思ひませんか。

○政府参考人(松井一實君) 最低賃金審議会の労働者を代表する委員あるいは使用者を代表する委員の任命につきましては、最賃法では二十九条に根拠があり、また、それを受けて政令三条がございまして、ここで、労働者を代表する委員、これは関係労働組合にその推薦を求めて、それを踏まえた上で選任するというふうになっております。

したがって、まず推薦を受けた上でという手続を経た上で、かつ、最終的に任命をする場合には、それぞれの代表がふさわしいかどうかということ種々の要素を総合的に勘案して、さしていただいておりますので、その結果、こういった状況があらうかと思っております。

なお、それぞれ代表されている組合のパート労働者の方の割合、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、少ないところもあるし多いところもあるということで、すべてが一律に反映しなればならないということにはならないんじゃないかなというふうには思っております。

○吉川春子君 パート労働者の実態を反映させるということは、審議会にですすね、必要だと、それはそういうふうにお考えですか。一言でいいです。

○政府参考人(松井一實君) 今申しましたように、実情を見て、それに適応した制度運用をしていくということは極めて重要なことではないかなと思っております。

○吉川春子君 〇・一％とか〇・一％しかパート労働者を組織していない労働組合の代表は入れられると。同じく推薦受けても、六割とか五割近く推薦している委員は委員としては排除されると。これは大変おかしいので、労働省として、私は厳しく指摘して反省を促しておきます。次からはこういうことがないようにしていただきたいと思ひます。

時間もありませんので、最後に総務大臣、最賃について、こういう形で一応適用排除ということ

になつてゐるんですけれども、これは官報にも公示されます。この手続はパートタイム労働者を始め広範な労働者に影響を与えるわけで、やっぱり意見公告、公募を行うに当たり、広く国民に意見を求めることが行政運営の公正の確保、透明性の向上につながるのではないかと、これを、一般論としてですね、特定の審議会ということではなくて、一般論として最後に伺つて、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) 一般論というとなかなか難しい答弁でしてね。これと言われると、普通この種の、先ほど申し上げましたとおり、なかなかこれパブリックコメントと言われるものには適さないもんじゃないのかと。なぜなら、そこには別に、利害調整の協定、あつ、調停ということとを目的とした法律があるわけなので、そここの内容の意見は個別にパブリックコメントに付すというのが一般論として適当かなということに関しては少々疑問があるというのが率直な実感なんです、私どもとしては。

ただ、パートが増えてくる中で、組織労働者率というのが減つてきておりますことは確かなんです。これは組合も同じですし、教職員含めて皆組合の組織加入率というのはかなりなもので昔とは違つた形になつてきております部分の意見をどうやって取り上げるかという点は、ひとつ考えねばならぬ点だと思つております。

○吉川春子君 終わります、時間なので。

○又市征治君 社民党の又市です。

今回の改正に賛成をいたしますが、この法律は、現状では、政省令、処分などの行政立法に対して一般の国民の権利を守るためというよりは、まだまだ事業者へのサービスない苦情対策に限られてゐるのを見受けられる、そういう面があります。一般国民の権利確立にもつと役立つよう改善を求めながら質問をいたします。

まず、パブリックコメントを募集したにもかかわらず、その結果を公表しないまま行政手続を終えてしまつたというケースが幾つかあります。昨年十二月に総務省が発表した行政手続法に関する報告書によると、平成十四年度で十七件、うち十三件が国土交通省だったわけですが、なぜこのような結果になつたのか、またその改善策はどういうふうに取り入れたのか、伺いたいと思ひます。

○政府参考人(和泉洋人君) 御指摘のとおり、十七件のうち十三件が国土交通省関係の、特に建築基準法の関係のものでございました。

事情でございますが、平成十四年度が建築基準法の大改正に伴う経過措置の最終年度に当たるとともに、シックハウス規制の導入やハートビル法、省エネ法の改正等が同時に行われ、詳細な技術基準の整備作業が集中したことが原因であると思つておりますが、事情はともあれ、こういったことが生じたことは誠に遺憾と認識しております。

御指摘の十三件のうち、四件については意見がなく、二件については既にホームページで公表の手続を終えておりますが、残りについても速やかに公表を行いたいと考えております。

今後、このようなことのないようにしっかりと努めてまいりたいと、こう考えております。

○又市征治君 次に、自動車リサイクル法は一般消費者も関心が非常に強い問題でもあります。これに関するパブリックコメントは、募集期間をたった十一日しか取らなかったわけですが、意見は五十三件も寄せられた、しかし全く未公表です。経済産業省及び環境省に今後の対策について伺ひをします。

○政府参考人(塚本修君) 今先生御指摘のように、自動車リサイクル法の政省令の策定に当たりましては、国民の多様な御意見を伺うべく、審議会等で十分な審議会を行うとともに四回のパブリックコメントを実施してきたところでございます。しかしながら、そのうち一件だけ、一回のパブリックコメントの結果が未公表になっておりま

した。これは、担当者がやっぱりパブリックコメントの手続に十分熟知していなかったということ、公表を行ったということでございます。今後こういう事態が生ずることのないように、既に省内全職員に對しましてパブリックコメント手続を遵守するよう周知徹底したところでございます。

今後とも引き続き、政策立案に当たりましては国民の皆様の御意見の反映に努めてまいりたいと、かように考えている次第でございます。

○政府参考人(寺田達志君) 事実関係につきましては、ただいま共管の経済産業省の方から御答弁のあったとおりでございます。

環境省といまして、今後このような事態が二度と起こらないようにということで、省内全部につきまして法令担当の官房総務課の方から通知をし、注意しているところでございます。誠に申し訳ないことだと思っております。

○又市征治君 これの応募者を見ますと、この後の三回を含めて、延べ四百二十件中三百十件が事業者や自治体ではなくて個人やNPOであったそうですが、一般国民の関心の高さが分かりますね。それだけに、結果を国民にきちっと返すべきだ、こういうことだと思えます。

ところで、一般人の応募という点では、パブリックの募集期間の問題がそういう点では問題になるんだらうと思うんです。同じ総務省の調査では、全五百六件のうち二百十七件、四三%が二十八日未満であった。中でも期間の短かった比率が高いのは金融庁で九三%、財務省八八%、文部科学省で八三%、こういうふうに表示されています。

これでは意見を出せない人もいるということから、今回、法文化して三十日以上と厳格にされたんだと思うんですが、改正後、これをどのように守っていくとされるのか、代表して財務省からお答えをいただきたいと思えます。

○大臣政務官(段本幸男君) パブリックコメントにつきましては、委員御指摘のように、十四年度、財務省の方は八七・五%、大変高い数字で、

遺憾だと思っております。

これは、言い訳させていただければ、施行期日が決まっています、その間に関係者の意見を聴き、また公布、周知、準備期間を取る、こんなふうな中でどうしてもそういうふうな格好になったんだと思えますが、しかしこれをやはり改善していくことが大事ということで、その後、財務省の方でもこれに努めておりまして、ちなみに十五年度は七七%、十六年度は二五%に改善している、これが当然、法の施行後きちんと守れるように我々もやっていきたいというふうを考えております。

○又市征治君 しつかり取り組んでいただきたいと思えます。

次に、総務大臣にお伺いしますが、官庁の情報から遠い個人やあるいは小規模な市民団体というのは、やっぱり期間が短いとどうしても応募の権利が実際には行使できない、大規模な業界団体だけの声になってしまいがちと、こういう傾向がやっぱりあると思うんですね。掛ける案は最終案でなくてもよいし、選択肢を示すのもよいというふうになされているのですから、各省は例外規定を濫用せずに、三十日の十分、前から意見公募というのには私はやっぱり開始をすべきではないかと、こう思うんですけれども。

今回のこの三十日以上という改正を、先ほどからありましたように、幾つか不十分な点あります、どのようにならうという意味ではしっかり守ってもらおうとされているのか、それがまず第一点と、もう一つは、大規模あるいは重要な問題については、やはり五十日とか六十日といった、より十分な公募期間を設けるように各省庁に、むしろ総務省、総務大臣としては呼び掛けていかれるべきではないかという意見もあるんですが、この点についてはどうお考えですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 先ほど藤本先生のところからの御質問のときにお答えを申し上げたと存じますが、三十日以上ということにしておりまして、三十日以上を超える、まあ六十日になるということを妨げるものではないということ

は、もう法文を読んでいただければそのとおりになつておると思っております。

一般的に申し上げて、これ、物によりましてけれども、えらく複雑なものや分量の多いものや一杯ありますので、検討に時間が掛かるということなどありますので、これはもう相当の、相応の時間を掛けるのが望ましいというふうな考えております。ただ、内容がいろいろありますので、形式的に一律に六十日と、全部六十日ということを決めちゃうのはいかげんなものかというのを思っておりますので、各省庁に対しては、案件を見ながらそれに合うようなものを、適当な時間というものがある程度かというのとはなかなか私どもの分る範囲ではありませんので、やっぱり意見の募集期間の確保というものは十分に取るようにということと私は私どもの方から各省に申し伝えねばならぬと思っております。

○又市征治君 是非、そういう意味で、三十日以上といったら三十日にしてしまおうという傾向がやっぱり役所の中にあるから、やっぱり以上が付いていることの意味、あるいは大規模な問題であるとか重要問題というのは今大臣がお答えいただいたような立場でまた努力をお願いしていきたいと、こう思います。

次に、行政側の恣意的な扱いだとして悪名が高くないで、行政指導は命令ではないので、その旨を明示し、要求があれば書面で交付しなければならぬというふうな定められております。ところが、総務省の調査によると、事業者側がそのことを知らずに行政指導に従っていたとか、あるいは行政側との関係が悪くなつては困ると思つて書面を要求できなかったという例が多数報告されている。商工会議所であるとか中小企業団体であるとか行政書士会などから、書面交付を請求すれば不利益な扱いをされるんじゃないか、こういうことがあつて、不安感があつて実はしなかったと、こういうのが幾つも総務省の調べで出てきているわけですね。また、この行政側の方にも、行政指

導を行いながら、その係官が、担当者が書面交付制度を知らないという、こんなことも国の機関では三件、自治体で十二件ありましたという報告がなされている。これらに對して、二つのことを申し上げましたが、これらに對してどのように改善策取られるおつもりですか。

○政府参考人(藤井昭夫君) これも繰り返して御答弁申し上げているところでございますが、制度は、せつかくつくつても、やっぱりまず存在を知られて内容を知らなければ全く意味がないわけでございます。とりわけこの制度については若干地味なこともありましてなかなか知られてないところはあります。それに、それから、あるいは私どもとしては、行政機関側それから事業者側、これに對しては積極的にPR、普及を努めていきたいと考えております。

○又市征治君 そこで、最後の質問になります。この法律の第三条で適用除外がありますけれども、その八号で刑務所、拘留所、留置場等において、収容の目的を達成するためにする処分及び行政指導は除外と、こうされているわけですね。しかしながら、悪名高き名古屋刑務所の事件に見られるように、巨大な密室と言えぬ刑務所などの中では懲戒や指導等々を名目にして人権無視の懲罰行為が行われてきた、これが大変問題になったわけですね。

また、法第三条の十号では、外国人の出入国、難民認定等についてもこの行政手続法の適用除外とされております。このため関係者は、本人、家族、あるいは弁護士などを含めて、強制退去処分とか難民認定の却下などのたびごとにその理由や期間の問題で人権上の不利益を受けている、大変大きく問題になっております。

最近の刑事施設法や入管法で幾らかは改善を、あつたように思いますけれども、やっぱり人の身体を縛る、権力による密室の行為だからこそ、法務省は行政手続法の精神を踏まえて、本人の訴えや処分理由の明示、あるいは文書による開示をより徹底すべきではないか、このように考え

ますけれども、その点の改善策について伺いをしたいと思います。

○政府参考人(横田尤孝君) お答え申し上げます。

刑務所等におきましては、規律及び秩序の維持のために被収容者に対して懲罰を科するなどの不利益処分を科することが、科すことができるものとする必要がございますが、こうした不利益処分を科す場合に、行刑、行政運営における公正の確保の観点から一定の手続を保障する必要があるというところは御指摘のとおりだと考えております。

そのため、委員御案内と思いますが、今国会で、いわゆる監獄法の改正と言われておりますけれども、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律というものが成立いたしました。その中では、例えば懲罰を科すに当たりましては書面で懲罰の原因となる事実の要旨を通知し、三名以上の職員に対する弁解の機会を付与しなければならぬといった点とともに、懲罰の執行に当たりましては懲罰の内容及び原因として認定した事実の要旨を告知することとするなどいたしまして、刑務所等における処分等の特殊性を踏まえ、一定の手続保障を図っているところでございます。

以上でございます。

○政府参考人(三浦正晴君) お答え申し上げます。

外国人の出入国に関する処分等につきましては、一般国民に対する通常の処分等を対象とする行政手続法を適用することは同法の意図するところではないということから、同法はこれらの手続の適用を除外しているものと承知しておるところでございますけれども、これらの外国人の出入国等に関する処分などにつきましては、在留資格を取り消す場合の聴聞の手続など入管法で独自の手続が定められておりますし、中には特別審理官におけます口頭審理について処分の相手方に対して証人尋問を認めるというようなことでございますとか、行政手続法よりも厳格な手続が定められているものもございます。

また、入管法で規定されていない手続につきましても、例えば標準処理期間を設定いたしましたり、不許可処分の理由を付記したりするなど公正の確保と透明性の向上を図っておるところでございます。行政処分を受ける方の利益を保護するため適正な運用に努めているところでございます。

○又市征治君 私も申し上げたのは、これを除外したからけしからぬと言っているんじゃないやなくて、こうした行政手続の精神を踏まえていろいろと努力をしてほしいと、こう申し上げているわけです。

先般も、我が党の福島党首が質問をいたしましたけれども、入管で現実に日本人の配偶者がいるのに何ヶ月もずっとそれが拘留されたままというのはたくさんあるというのがこの間明らかになりました。

そういう意味で法務省は、私は、法務省が一番法を守らなさいかぬ、権利を守らなさいかぬの一番人権感覚がない、こういう実は批判を受けているということについて、もつとやっぱり謙虚にそのらの努力をしてほしい。たまたまこれは行政手続法の問題で絡めて申し上げましたけれども、そのことの努力を更に求めて、今日の質問は終わりたいと思います。

○委員長(木村仁君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

行政手続法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(木村仁君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木村仁君) 異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十六分散会

六月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、郵政民営化に反対し、郵政事業を国営で維持・発展させることに関する請願(第一九八八号)

一、郵政民営化の反対に関する請願(第一九八九号)(第一九九〇号)

第一九八八号 平成十七年六月八日受理

郵政民営化に反対し、郵政事業を国営で維持・発展させることに関する請願

請願者 北海道釧路市美原一ノ二六ノ一三 熊谷久仁子 外百八十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第一九八九号 平成十七年六月八日受理

郵政民営化の反対に関する請願

請願者 東京都葛飾区東新小岩六ノ一一ノ一〇 牧野房子 外四十九名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。

第一九九〇号 平成十七年六月八日受理

郵政民営化の反対に関する請願

請願者 北海道雨竜郡妹背牛町一ノ一三 林幸次 外三十五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。

平成十七年六月二十三日印刷

平成十七年六月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D